

**【現在紙レセプトによる請求を行っている医療機関・薬局向け】**

# **2024年度以降の取扱いと 必要な届出について**

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課  
保険データ企画室

# 2024年度以降の取扱い（1/2）

- 2023年11月30日付で、請求命令の一部改正命令が公布されました。これにより、2024年度から、法令に基づき、レセプトの請求方法の取扱いが変わります。
- 2024年4月1日以降は、オンライン請求が基本的な請求方法となり、光ディスク等・紙レセプトによる請求の新規適用が終了します※。

具体的には、

①レセコン未使用

②電子請求の義務化時点で医師等が65歳以上であるとして、届出を行った医療機関・薬局のいずれかに該当する紙レセプトによる請求を行っている施設について、

- 2024年4月から、①レセコン未使用を理由とする紙レセプトによる請求の新規適用を終了※
- 2024年4月以降も、紙レセプトによる請求を続けようとする施設については、改めて当初の要件を満たしている旨の届出を提出すること →詳細はP3

とされています。

【補足】現時点で、当初の要件を満たしていない場合には、2024年4月1日以降、紙レセプトによる請求を実施することはできず、2023年度中にオンライン請求に移行する必要がありますので、ご注意ください。（参考次ページ。）

# 2024年度以降の取扱い（2/2）

- ②高齡医師等を理由として紙レセプトによる請求を実施する施設については、それぞれ下表中欄の電子請求の義務化時点において、診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の年齢が65歳以上の者に限られる旨の届出を行っていただいています。

※「常勤」：原則として保険医療機関・薬局において定めた医師・歯科医師又は薬剤師の勤務時間の全てを勤務し、かつ保険医療機関・薬局において定める1週間の勤務時間が、32時間以上の者の就業形態

- 2024年4月以降も、紙レセプトによる請求を続けるため、現時点においても、当初の要件を満たしていると言えるためには、最も若い常勤の保険医等の生年月日が下表右欄の日付以前である必要があり、その旨を改めて届け出ていただく必要があります。 ➡詳細は次ページ

（現時点で、常勤の保険医等の生年月日が下表右欄の日付より後の場合には、2024年4月以降、紙レセプトによる請求を実施することはできず、2023年度中にオンライン請求に移行する必要がありますので、ご注意ください。）

対象医療機関・薬局	電子請求の義務化時点 (判断時点)	左記を満たす最も若い者の生年月日
レセコンを使用している薬局	2009年4月1日	1944年4月1日
レセコンを使用している医科診療所	2010年7月1日	1945年7月1日
レセコンを使用している歯科診療所	2011年4月1日	1946年4月1日
レセコンを使用していない診療所・薬局		

# 必要な届出について（1/2）

■ 2024年4月以降も紙レセプトによる請求を継続する場合には、同年2月29日までに届出を提出する必要があります。

## ■ 届出の様式について

- 厚生労働省ホームページ※に掲載の様式第2号をご使用ください。
- 高齢医師等を理由として紙レセプトによる請求を継続しようとする場合は、下記の書類を添付いただく必要があります。

- ① 生年月日を確認できる書類
- ② 常勤の保険医又は保険薬剤師の構成が確認できる書類

## ■ 届出の提出先について

- 必要事項を記入した届出様式と、必要な添付書類を、
  - 社会保険診療報酬支払基金本部 事業統括部事業サポート課  
（〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号） ◎ 封筒の表面に赤字で「猶予届出書在中（紙レセ）」と記載すること
  - 医療機関・薬局が所在の都道府県の国民健康保険団体連合会の**両方にご提出**ください。

# 必要な届出について (2/2)

## ■ 届出が必要となる医療機関・薬局の対象と、届出等への記載事項は以下のとおりです。

現在、紙レセプトで請求を行っている

2024年4月以降も「紙レセプト請求が継続できる場合」のいずれかに該当し、継続する

はい 該当しない・継続しない

猶予届出が必要

猶予届出は不要。2024年4月以降はオンライン請求に対応できるようご対応ください。

※ 届出は、支払基金本部と国保連合会の両方に、**2月29日まで**にお願いします。

※ 3月末までにオンライン請求に移行する予定でも、移行が4月以降にずれ込むおそれがある場合は、念のため提出をご確認ください。

※ オンライン請求を開始するには、その2月前の20日までに医療機関等向け総合ポータルサイトからオンライン請求の利用申請等が必要です。

※ 期限までに廃止する場合も届出等は不要です。

### 紙レセプト請求が継続できる場合

※かつて届出を行った類型に則してご確認ください。

- 【1】レセコンを使用していない(手書き請求)
- 【2】常勤医師等が高齢で、最も若い者の生年月日が下の表の日付以前である

レセコンを使っている薬局	1944年4月1日
レセコンを使っている医科診療所	1945年7月1日
レセコンを使っている歯科診療所	1946年4月1日
レセコンを使っていない診療所・薬局	

(別添3)

書面による請求に係る猶予届出書

様式第2号

### I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	③ 保険機関コード
④ 所在地	〒	-	<small>都道府県番号 点数表番号 医療機関(薬局)コード(7ケタ)</small> (都道府県)

### II. 届出内容

#### ⑤ 届出を行う内容(下記ア～ウから選択)

ア. 書面による請求の継続(レセコン未使用)

【対象】レセプトコンピュータを使用していない保険医療機関・薬局

イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)

【対象】次に掲げる保険医療機関・薬局であって、診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ次に掲げる日以前であるもの

- a. レセプトコンピュータを使用している薬局 : 昭和19(1944)年4月1日
- b. レセプトコンピュータを使用している医科診療所 : 昭和20(1945)年7月1日
- c. レセプトコンピュータを使用している歯科診療所 又は : 昭和21(1946)年4月1日  
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局

ウ. 書面による請求の終了(高齢医師等非該当)

【対象】イの対象であった保険医療機関・薬局であって、生年月日がそれぞれ上記の日より後である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったもの(届出た月及びその翌月に限り、書面による請求が可能)  
※この場合、速やかにオンライン請求利用申請と電子証明書の発行申請を行うこと。

(⑤で「イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)」を選択した場合)

#### ⑥ ⑤イのa～cのうち該当する類型(a～cから選択)

⑦ 診療所・保険薬局の診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日 ※ 全員分記載。欄が足りない場合は備考欄に記載すること。	常勤人数	人
	西暦	年 月 日
	西暦	年 月 日
	西暦	年 月 日

#### ⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

審査支払機関

御中

開設者名

住所

メールアドレス:

# 【参考】オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ

(2023年3月23日 社会保障審議会医療保険部会にて了承)

